

兵庫県公報

令和6年7月9日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

ページ

- 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（市町振興課） 1

公布された法令のあらまし

◎個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第28号）
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の制定等に伴い、引用する省令を改める等規定の整備を行うこととした。

規 則

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年7月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第28号

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則（平成27年兵庫県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の款情報の欄中「この款及び4の款において」を削り、同表10の款事務の欄中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「府省令」という。）各条に規定する」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「省令」という。）第2条の表の第2欄に掲げる」に改め、「府省令第8条第1号イに規定する」を削り、同款情報の欄中「府省令」を「省令」に改める。

別表第3の10の款事務の欄中「府省令各条に規定する」を「省令第2条の表の第2欄に掲げる」に改め、「府省令第8条第1号イに規定する」を削り、同款情報の欄中「府省令」を「省令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。